

司法修習生の修習費用に対する給費制復活を求める会長声明

当会は、2003年（平成15年）及び2004年（平成16年）に「司法修習生の給費制維持を求める会長声明」、「司法修習生の給費制堅持を求める緊急声明」を発し、さらに2010年（平成22年）9月7日に「司法修習生に対する給費制の維持を求める総会決議」を議決して、司法修習生に対する貸与制に強く反対し、給費制の維持を求めてきた。

しかしながら、昨年に開始された第65期の司法修習からは実際に貸与制が施行されている。

当会はこのような貸与制の移行に強い遺憾の意を表明するとともに、改めて給費制の復活を強く求めるものである。

そもそも、日本国憲法は少数者・弱者の人権保障を司法の究極的目的・存在意義としているところであって、これこそが人権の主体である国民からの司法に対する負託でもある。

かように、司法は、立法や行政という多数決支配では実現され難い少数者の人権擁護・社会正義を実現するための人権救済の「最後の砦」を形成する。

そして、我が国の司法制度を支えるのが法曹であることは言うまでもなく、法曹養成制度の根幹をなす「司法修習」という「人材育成システム」は、国家の人的インフラ整備として極めて重要な制度である。

このように司法を担う法曹を養成するためには、そもそも司法修習生が経済的に窮することなく司法修習に専念できるよう取り計らうことが肝要であり、それを従来から制度的に担保してきたのが給費制にほかならない。

ところが、前述の貸与制への移行により、平成24年度の修習辞退者は60人を超え、実際に経済的に困窮する司法修習生が出現してきている。司法修習生の給費制を維持するためのロースクール生・修了生・司法修習生及び若手法曹のネットワークであるビギナーズ・ネットが学部生や法科大学院生を対象に実施したアンケート調査では「法科大学院修了生が法曹を目指さない理由」として79%が経済的負担を挙げており、「身近に経済的理由で法曹の道をあきらめた人がいる」と回答した人は43%に上った。また、日弁連が新65期司法修習生を対象に実施したアンケートでは、28.2%の司法修習生が司法試験合格後に「司法修習の辞退を考えたことがある」と回答し、その理由として86.1%が貸与制を挙げた。

司法修習の給費制が貸与制に移行した結果、法科大学院の修了に要する多額の費用と相俟った経済的負担の大きさゆえ、法曹志願を躊躇する者が今後益々増加し、今般問題となっている法曹志望者の激減に拍車がかかることは必至で

ある。

このような事態は、「多様な人材を法曹界に」という司法改革の理念に逆行する。また、人権擁護の根幹をなす司法の担い手となる法曹の養成は、国が責任を持つべきである。

今般の裁判所法一部改正法では、今後行われる法曹養成制度の検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点と、法曹の養成における司法修習生の修習の位置づけを踏まえることが明記され、そこでは給費制の復活は排除されていない。法曹養成制度検討会議では、上記付帯決議で触れられている観点を重視し、給費制の復活に向けた十分な議論が交わされるべきである。

当会は、本日、給費制の復活を求めるシンポを行い、多数の市民と共に法曹の公益性及び司法修習生の給費制復活の必要性を再確認した。

そこで、当会は、本日、会長声明で改めて政府及び国会に対し、給費制の復活を強く求めると同時に、司法修習生に対する公平な経済的配慮の観点から現在において実際に貸与制が適用される司法修習生に対する措置も含めて過去にさかのぼった適切な対応を実施するよう求める。

2012年（平成24年）12月15日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史